

2021年9月27日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「IFRS 第17号とIFRS 第9号の適用開始—比較情報」に対するコメント

1. 当委員会は、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「IFRS 第17号とIFRS 第9号の適用開始—比較情報」（以下「本公開草案」という。）に対して我々のコメントを提供する機会を与えていただいたことを歓迎する。
2. 我々は、一般論として、厳正なデュー・プロセスを経て一度公表した基準をその発効日前に修正することは、IFRS 基準及びIFRS 基準を開発するIASBの信頼性を損なう可能性があるために、望ましいことではないものと考えている。

一方、修正せずにそのまま導入すると、適切でない情報提供となる可能性が大きくなることや、重大な課題が発生する場合には、速やかに是正措置をとるべきであるという考え方も理解できる。

この点、本公開草案で提起されている問題（現行の経過措置では潜在的に重要な会計上のミスマッチが発生すること）は、後者に該当するものであり、発効日前に基準を修正することも止むを得ないと考えられる。
3. 今回の修正提案は緊急の是正措置であることを鑑み、具体的な修正内容は、本公開草案の結論の根拠に記載されている論拠も考慮して、受入れ可能なものと思われる。
4. 我々のコメントが、IASBの審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦
企業会計基準委員会 委員長